

平成 2 9 年 第 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 9 年 3 月 1 4 日（火）午後 4 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	石 井 正 治
委員	古 卷 勲

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

	<p>開 会 時 刻 午後4時</p>
白井教育長	<p>ただいまから、平成29年第5回教育委員会定例会を開催します。 はじめに、私から報告をさせていただきます。 石井正治委員、古巻勲委員におかれましては、去る2月21日の江戸川区議会本会議において、教育委員任命の同意を得て、区長から3月9日付で教育委員任命の辞令交付を受けましたのでご報告させていただきます。 ここで両委員から就任の挨拶をお願いしたいと思います。 はじめに、石井委員からお願いいたします。</p>
石井委員	<p>皆様、こんにちは。ご紹介いただきました石井でございます。 2期目になりましたけれども、気持ちを引き締めまして、子どもたちのために、よき今をつくるとともに、明るい将来、明るい未来というものも一緒に築き上げていけたらなと思っております。 私自身、足りない教育、もっと足りない学術、文化、そういったことへの識見を高めていきまして、少しでも江戸川区のために力になればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。 次に、古巻委員からお願いいたします。</p>
古巻委員	<p>古巻でございます。よろしくお願い致します 去る9日に多田区長から任命をいただきまして、大変不慣れではございますが、教育委員の任に当たらせていただくことになりました。 今年は区政がひかれて70周年というふうに伺っております。大変、大切な節でございます。また、その大切な年に教育という大変重要なお役目を携わることになりまして、私自身、大変身の引き締まる思いで今日を迎えてまいりました。 実は、今日、電車に乗って秋葉原から新小岩に向かうときに、秋葉原の駅で並んでおりましたら、大分長蛇の列で電車を待っていて、後ろから小学校2～3年の子でしょうね、いきなり前のほうへ来て、扉があいたら大人がぱっとおりてくる、その真ん中になって、大人の波に揺れながら一生懸命電車の中に、まあ言ってみれば割り込みですね。駆けずり回って席を見つけて、私はしばらく見てまして、席に座っていたのが、次の駅でまたすぐおりていったと。</p>

	<p>今までですと、何かこう子どもらしい、ほほ笑ましいという感じの気持ちでもって見やるが多かったんですけれども、教育委員という立場になりまして、見方が少し変わってきたような気がいたしまして、ああ、こういう子たちの将来というものを、何とかいい方向に、少しでもお役に立てるような自分でありたいなというふうにふと思いましたので、そんなことを今日感じて、ここへやってまいりました次第です。</p> <p>微力ではございますが、一生懸命頑張ります。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、日程に入ります。</p> <p>日程第1、署名委員を決定いたします。松原委員と石井委員にお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議に参ります。</p> <p>はじめに、第8号議案、議席の決定についてを議案とさせていただきます。議席については前例に従い、私が指定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、私が議席を指定いたします。</p> <p>石井委員と古巻委員の議席は、ただいまお配りいただいている議席といたしまして、石井委員を3番、古巻委員を4番としたいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、石井委員と古巻委員については、ただいまお座りの議席と決定いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、第9号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

柴田教育推進課長	<p>第9号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてでございます。資料は横判になってございます新旧対照表でございますが、こちらをごらんいただきたいと思えます。</p> <p>第2条、この左側が新ということでございますが、第2条の欄で赤字で示してございます学芸企画担当係という部分を削るというものでございます。</p> <p>この担当係は、担当を今は係長として再任用で行っておりましたが、ここで再任用満了ということになりますので、こちらの担当係をなくすということでの規程の整備でございます。</p> <p>なお、再任用の担当の学芸員につきましては、引き続き、非常勤として文化財係で勤務をする予定になってございます。</p> <p>2点目は、裏面をまたごらんいただきたいのですが、こちらは文言の整理でございます。</p> <p>教育委員会の会議に関することということで、庶務係の1項目に掲げてございますが、表面の第1条の部分で、江戸川区教育委員会（以下、「委員会」という）ということに規程をしてございますので、ここであわせて、新たに、「委員会」ということで文言の整理をさせていただきたいと思えます。</p> <p>続いて、文化財係の下の学芸企画担当係ということで、文化財及び郷土資料室の専門的企画事務に関することということで事務分掌をうたっておりますから、こちらをあわせて削るものでございます。</p> <p>この規則につきましては、平成29年4月1日から施行するものとして改正をさせていただきたいと思えます。</p> <p>第9号議案については以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。今の件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いいいたします。</p>
石 井 委 員	<p>裏面の委員会についてお伺いしたいのですが、この規則ができたのは昭和46年で、今まで修正が入っていなかったということは、ずっと見逃されていたということですか。</p>
教育推進課長	<p>恐らく、その間にも組織の改正ですとか、それぞれ改正が重なっていたと思うのですが、恐らく、その間、見直しはされなかったのだと思えます。</p>
石 井 委 員	<p>ありがとうございます。</p>

教 育 長	他にいかがでしょうか。
松 原 委 員	学芸員さんが再任用で満期終了ということなのですが、この満期終了に伴って、事務的な仕事量とか、そういったものは、不都合とか、そんなことは起こらないのですか。
教育推進課長	先ほど申しあげましたけれども、今は再任用、フルタイムで任用されておりますが、ここで非常勤になりますので、週30時間になります。 ただ、今のところ、江戸川区で学芸員の正規の採用ということは方針としてございません。 これまでも、その他にも学芸員、非常勤として今は5名おります。それぞれ埋蔵文化財、それから、その他として5名おりまして、その者たちを再任用の係長が指導してきたわけですが、これからはその非常勤として、引き続き仕事としては同様にやっていただくわけですが、今後も学芸員の任用についてはこれからも、人数としては6名でやっていきたいと考えております。
教 育 長	他にいかがでしょうか。
上 野 委 員	赤いところじゃないんですけど、括弧して省略と書いてありますよね。これはどういう意味なんですか。
教育推進課長	本来の規程の記載にはそれぞれの係があり、それぞれの係のその事務分掌が本文にはございますが、今回このお出しした資料として改正はございませんので、この資料としては省略と記載させていただいております。
上 野 委 員	そういう意味の省略ですか。わかりました。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他にないようでしたら、第9号議案は原案のとおり決定させていただきます。 続きまして、第10号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第10号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正につきまして、お手元に

	<p>資料をご用意させていただきました。新旧対照表でございます。</p> <p>今回のこの規程の改定につきましては、育児介護休業法並びに男女雇用機会均等法等の関係の法令の改正がございまして、事業主は、妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由として、介護その他不利益な取り扱いをしてはならないということが、これまでもございました。</p> <p>これまでは、不利益取り扱い禁止ということはどうもわかっておったわけですが、今回の法改正によりまして、防止措置の義務が新たに追加されました。上司、同僚が職場において、妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とする就労環境を害する行為をすることがないように、防止措置を講じなければならぬという法改正がございました。これが平成29年1月1日施行の法改正の内容でございます。</p> <p>これにあわせまして、東京都の教育委員会では、既に東京都立の学校職員の服務規程の一部を改定してございます。その改定の内容というものが、今回、手元にお示しさせていただきました、この赤字でお示しした部分です。</p> <p>妊娠、出産、育児、または介護に関するハラスメントの禁止。第10条の2、職員は、妊娠または出産に関して、妊娠または出産した女性職員の勤務環境を害する行動を行ってはならない。</p> <p>第2号、職員は、他の職員が妊娠、出産、育児または介護に関する制度を利用すること、または措置を受けることに関して、当該職員の勤務環境を害する行動を行ってはならない、そういう規程を新たにいたしましたのでございます。</p> <p>この附則にございますとおり、法の施行にあわせまして、平成29年1月1日からさかのぼりまして施行するというものでございます。</p> <p>こちらについては以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。どうぞございませうか。これは法施行にあわせてこの条文を入れたということですね。</p>
教育推進課長	<p>説明が足りなかったので、すみません。区長部局のほうは、まだです。</p> <p>ただ、都教委のほうはこのように済んでおりますので、それにあわせて学校職員ということで、今回あわせてさせていただきました。区長部局でも、この後、改正が行われると思いますが、今はまだ江戸川区では済んでおりません。</p>
教 育 長	<p>そうですか。いかがでございませうか。</p>

上野委員	法律が変わったということでしょう。だから、法律が変わると、その下のこの法体系の整合性の問題で、法律の次は何になるのですか。
教育推進課長	法律の次は、各自治体の条例ということです。
上野委員	都の条例ですか。
教育推進課長	はい。都教委が今回、都の服務規程の改定をさせていただきます。
上野委員	だから、都の条例が変わって、都の条例に基づき、区のほうへ来るというのではないのですか。
教育推進課長	これは東京都の学校職員に対してやるものと、江戸川区の学校職員に対する、それぞれの服務規程です。ですので、東京都は既に改正がもう終わっております。ですので、江戸川区としてもここであわせて、江戸川区の教職員を対象とする学校職員の服務取扱規程もあわせて変えさせていただくと。
上野委員	それはわかりました。それを、その服務規程をつくる権限というのはどの機関なんですか。
教育長	都は都の教育委員会、区は区の教育委員会。
上野委員	事実上は都の職員取扱規程というものに準じなくちゃいけないわけでしょう。
教育長	そうですね。これは相反することは、これはないと思います。
教育長	それから、この訓令は、29年の1月1日から適用なんですか。4月じゃなくて。1月1日に戻る。
教育推進課長	法の施行日に合わせるためのものです。
教育長	法の施行日が1月1日だから、そういうことですね。わかりました。

石井委員	<p>ここではセクシュアルハラスメントについて細かくつけ加わったわけなんですけども、この中には入ってないんですけどお伺いしたいのは、ハラスメントとして別な種類のハラスメントもよく言われていますが、例えば、パワーハラスメントとか、そういう何とかハラスメントとして、別な項目立てというのはあるんでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>この中ではセクシュアルハラスメントの禁止ということで、現在はそれのみです。今回はその部分にマタハラといいますか、そういったものを新たに加えることになります。</p>
石井委員	<p>そういうことですね。</p>
上野委員	<p>事務局に伺いたいのですが、さっきの訓令、この訓令は1月1日から適用するということは、もう既にこの訓令は、その1月1日以前に改正されているということでしょうか。</p>
事務局	<p>改正は今回行います。 今回行いまして、効果としましては、法改正が29年1月1日からございましたので、1日1日付にさかのぼって効果は適用をさせるというものでございます。</p>
上野委員	<p>過去のことを我々は追認しているような形になるんだね。 それだったら、「法の施行に準じて遡及する」というふうを書くべきでは。事務的におくれちゃうことはやむを得ない。しかし、法というのは原則として不遡及の原則というのがあるんです。 特に人権関係の場合は、これは有利に助けるやつだから遡及してもいいけど、刑罰が科せられるようなものが遡及されちゃったんじゃだめだから、これは厳格な鉄則なんです。 この最後の附則の文書じゃわかり難いのではないか。例えば、「法律の適用に従い、平成29年1月1日から適用する」。 法律がつくってから都もいろんなことやっているけども、区も時間的にもうおくれたと。これは物理的にはしようがない。 遡及しないのが原則だけど、人権を助ける規程だから、だから、さかのぼってやりますといっても通るわけです。</p>

教 育 長	<p>皆さん、気持ちは全てわかっているんですよ。だから、どう書くかということですよ。</p> <p>それで、今、上野委員がお話しいただいたとおり、もう法律はできているわけですから、当然、この区立の学校職員服務規程の取扱いも、それに遡及して適用することどう言ったらいいかということですね。</p> <p>議長としてまとめさせていただきますが、まず、この規程の第10条の2の1、2については、これは問題がないということによろしいですね。</p> <p>附則については、この令達の日から施行するというのもいいのですが、ただ、これは法がもう1月1日から適用しているものでございますので、遡及して適用するというので、上野委員のご指摘に基づいてちょっと書き方を変えることは可能ですか。</p>
事 務 局	<p>今お話しいただいたことを一度区の法令文の書き方のルールと確認させていただくということによろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>そうですね。今日決めなくていいんですよ、ここのところね。</p>
上 野 委 員	<p>どういう文書にしてもいいですけども。この規定は実質的に遡及してもいいやつだから。</p>
教 育 長	<p>わかりました。ハラスメントの禁止について、ここの中身についてはもういいわけですよ。</p> <p>それでは、一度この教育委員の皆様のご意見を検討いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この件に関しましては、次回、またお出しするということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>では、そうさせていただきます。</p> <p>続いて、第11号議案、江戸川区教育委員会被服貸与規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第11号議案、江戸川区教育委員会被服貸与規程の一部改正についてでございます。資料1の両面刷りでございます。</p>

	<p>新旧対照表で赤で記載した部分が、今回の改正部分でございまして、まずは、第3条のき損の部分につきましては、これまで平仮名表記での「き」ということになっておりましたが、現在では、この漢字の「毀損」という字を使うこととございますので、文言整理として変えさせていただきたいということです。</p> <p>8条についても、そのように漢字、それから、平仮名の改定といいますが、改正でございます。</p> <p>その裏面をごらんいただきたいのですが、別表となっております。第2条関係の別表になりまして、旧、右側の方を見ていただきますと、区立学校で学童擁護に従事する者という規定がございまして、これまで貸与品、それから、数、期間を規定をしておりましたけれども、この29年3月31日をもちまして、学童擁護職員が定年退職、この職がなくなりますので、この規定を削るというものでございます。</p> <p>この訓令につきましては、平成29年4月1日から施行するということとでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。今の件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしく願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>当たってと該当しなくなったんですが、ここで言っていることというのは、促音はその音どおりには表記はしないよということでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>促音につきましては、江戸川区のこの規則から条例まで、表記は本来この小さな「っ」ではなくて、大きな「つ」であったということをつくってきていました。</p> <p>それであったのに、この規定については促音で小さな「っ」として表記されていたんですが、それをまず直すというのが一つです。</p> <p>といいますのは、つい最近、国のほうが新たな法規の規定については促音を使う、小さな「っ」と使うというふうに改正されました、こういう法規関連ですね。でも、それ以前にあった規定については大きい「つ」を使用するところでした、今の新しくつくるものは小さい「っ」だけども、それ以前に規定をされていたものについては、大きな「つ」を使いなさいということで、逆にそこではっきり出ましたので、これ自体が途中の恐らく改定の中で、小さい字に変わっちゃっていたというのが今わかりましたので、ここで改めて</p>

	促音を直させていただくということです。
上野委員	古いほうに統一したということですね。 今度、また新しくなったら小さくなる。
教育推進課長	そうです。古いほうに統一した。 新たな規程を設けたものには小さい「っ」になります。
石井委員	続けて、今回出てきたのは被服規程なわけですけども、他のものは大丈夫 なんですか。
教育推進課長	恐らくあると思います。まだ、そこまでは確認をしておりませんが、それ ぞれの改定のとくに、合わせて直していきたいと思っております。
石井委員	わかりました。
教育長	よろしいでしょうか。よろしいですか、その他は。  〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	他になれば、第11条議案は原案のとおり決定させていただきます。 続いて、第12号議案、江戸川区教育委員会任命に係る非常勤職員の報酬 に関する規程の一部改正についてを議題とさせていただきます。事務局から 説明をお願いいたします。
教育推進課長	第12号議案、江戸川区教育委員会任命に係る非常勤職員の報酬に関する 規程の一部改正についてでございます。新旧対照表の案を1枚おつけしてご ざいます。 赤字の部分でございますが、学校薬剤師の二部学級につきまして、この報 酬額4,300円、月額の金額を規定させていただいたというものでござい ます。 これまでは、このそれぞれの学校医、それから、学校歯科医につきまして は、小松川二中にございます二部学級、夜間学級については、それぞれ、そ の分のこうした報酬の規定がございました。 ただし、薬剤師に関しましてはその規定がなく、昼間のその薬剤師の方に

	<p>あわせてということをお願いしてきたわけですがけれども、やはり、ここで夜間でなければできないこともございますので、改めて、ここで夜間の二部の部と二部学級の分ということで規定をさせていただいて、報酬をお支払いするという、そういった内容の改定でございます。</p> <p>これまでも過去にも薬剤師会さん、それから、また、議会筋からもこの二部の薬剤師さんの規定も見直してほしいという声は要望としていただいていたところでございます、ここで改めて改正をさせていただくというものでございます。</p> <p>なお、29年4月1日から施行するということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
松 原 委 員	僕も、これ前からちゃんとあるのかなと思って今初めて知ったんですけど、都内に8校ぐらいありますよね、夜間中学は。その都内の夜間学級というか、その行政もここは空欄だったんですかね。
川勝学務課長	<p>いろいろ調べさせていただいている中では、実はほかのところは、ほぼ空欄ではありませんで、支給されているという情報がございました。</p> <p>今、教育推進課長がお話したとおり、そういった要望などもありまして、きっちり定義づけをして、これから4月以降、そういった形で対応していきたいということでございます。</p>
教 育 長	よろしいですか。その他によろしいですか。
上 野 委 員	私が1個だけ。この4,300円の根拠は何、根拠というか、金額の根拠は。
学 務 課 長	これはこの表全部を見ていただくと、この程度の額であるという割り返しをさせていただくの、他の区等の実情を踏まえて、同じ形にさせていただいたということでございます。
教 育 長	どの数字が根拠ですか。
学 務 課 長	これはそれぞれ2万1,900円とか、5,500円とか、幼稚園の場合

	<p>はありますけれども、他の数字とも照らし合わせて、例えば、学校医だったら、歯科医だったらというところで、夜間の二部学級にある程度この額でというところを見て、それに基づいてこの額になったということでございます。</p>
教 育 長	<p>そうなんですか。数字を出した根拠はあるんですね。今の具体的なね。</p>
学 務 課 長	<p>そうですね。あとは他の区の状況です。 加えてやっていること、夜間で例えば空気の測定とか、そういった業務もありますので、そういった夜間だけでやっていただくところというのも加味して出しております。</p>
教 育 長	<p>そうですね。すみません、私が質問してしまいました。よろしいですか。</p>
石 井 委 員	<p>幼稚園の耳鼻咽喉科はないんですけれども、これは何か理由があるんですか。</p>
学 務 課 長	<p>この幼稚園の耳鼻咽喉科に関しては、そういったお仕事を依頼していないということでございます。</p>
教 育 長	<p>これは月額だから、幼稚園には、耳鼻咽喉科を学校医としてはお願いしていないという考えでいいんじゃないかと思うんですが。</p>
学 務 課 長	<p>そのとおりです。</p>
石 井 委 員	<p>それはなぜお願いしていないのでしょうか。</p>
学 務 課 長	<p>その仕事の中身として、幼稚園での必要性がないという認識をしているということでございます。</p>
教 育 長	<p>現在はそういう需要がないんですね。だから、それが必要だという判断だったら、校医を置くということですよ。</p>
学 務 課 長	<p>かかりつけ医といいますか、そういったところで、検査ではなくて、例えば中耳炎になったりした場合とか、そういう対応は基本やっています。 幼稚園に今は2園になりますけれども、そこに校医として配置する必要がある</p>

	<p>ないといって過去からずっとこの項目についてお呼びして報酬を支払うお仕事はないということでございます。あと、薬剤師の夜間についても、今まで、昼間の形でやればそれで済んでいたという認識でございますが、薬剤師会のほうから要望もありましたので、夜にきっちりやっていただくということで、その報酬を払っていくということでございます。</p>
石井委員	わかりました。
教育長	よろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	<p>なければ、第12条議案は原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告に参ります。</p> <p>はじめに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告に参ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>教育推進課から1件、後援名義の申請についてご報告を申し上げます。</p> <p>こちらの一覧でございますとおりに行事名、春の展覧会、子どもたちによる江戸川芸術とは何だ展、責任者は、関口美術館の監修でございます。</p> <p>事業の目的、概要ですが、子どもたちが、絵画や立体作品を見て、みずから絵を描いてみたい、何かを自分の手でつくってみたいなど、芸術を生活の中に取り入れる機会となることを願い、開催するというものです。</p> <p>後援の内容は、後援名義の使用。</p> <p>実施日時でございますが、平成29年4月1日土曜日から4月23日日曜日、関口美術館の本館、東館におきまして、一般区民を対象に行うというものです。</p> <p>経費の徴収でございますが、一般の方は500円、ただし、学生は無料ということであります。今回で教育委員会で9回目の後援名義の使用の申請となっております。</p> <p>なお、区の後援名義の使用についても申請が出ているということでございます。</p> <p>企画書を1枚おつけしてございます。裏表でございますが、今回の春の展覧会ということでもあります。これまで、夏休み、それから、春休みということで開催をされてきましたけども、今回は春の展覧会ということでございます。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>す。</p> <p>ここにも書いてございますとおり、裏面の真ん中あたりに参加作家ということで書いてございますけれども、こうした方々の作品が展示されています。毎回、常設展であります本館にあります柳原義達の世界、こちらをあわせて行うということで、それぞれ本館、東館ともに学生は無料で行うということでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>市川指導室長</p>	<p>あわせて、2点目、3点目の説明もお願いします。</p> <p>同じく後援名義の使用申請一覧の2段目になります。</p> <p>行事名は、アシックスカップ2017、第4回全国高等学校7人制ラグビーフットボール大会でございます。</p> <p>こちらは昨年、1回目の申請がありまして、今回が2回目になります。</p> <p>教育委員会のほかに江戸川区にも後援申請が出ています。</p> <p>実施日時は、平成29年7月14日火曜日～7月17日までとなります。</p> <p>主催は、日本ラグビーフットボール協会でありまして、会場は、本区においては江戸川区陸上競技場、それから、臨海球技場になります。</p> <p>この他に、葛飾区の総合スポーツセンター陸上競技場、それから、江東区の夢の島競技場も会場になっています。</p> <p>出場するのは、各都道府県の代表の高等学校になります。</p> <p>事業目的のところをごらんいただきたいんですが、高等学校7人制ラグビーの各都道府県トップチームの大会を開催することによって、東京オリンピックに向けた強化、普及を目指すことを目的とされています。</p> <p>経費の徴収ですが、参加料3万5,000円は、これは全国大会に出たチームが負担するといったお金になります。</p> <p>こちらにつきましては、本日、実施要項の案というものを、ページで申し上げると2枚つづつあるものですね、1ページ目～3ページ目までありますので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。</p> <p>特に、7番の期日のところをごらんいただくと、先ほど申し上げた、江戸川区以外のところでも試合が行われるということがご理解いただけるかなと思います。しかしながら、開会式、それから、閉会式、表彰式は江戸川区の陸上競技場ですので、メインは江戸川区といった内容になります。</p> <p>それから、1枚おめくりいただいて、競技方法なんですが、これは独特の競技方法をしていまして、出場48チーム、これは各都道府県の代表47と、</p>

あと前年度の優勝チームを合わせた48チームになるんですが、これを16のグループに分けて、総当たり戦をまず行います。

その3チームの総当たり戦の中で、1位、2位、3位がそれぞれ出ますけれども、決勝トーナメントのやり方は、その予選の成績に応じて、カップ、プレート、ボールとあって、それぞれのトーナメント戦に分かれます。

カップというのが、そのそれぞれのグループごとの総当たり戦の中で予選が1位だったチームの集団になります。プレートというのが予選2位の集団、ボールというのが予選3位の集団ということになって、それぞれトーナメント戦を行って勝者を決めるといったところになります。

ですから、カップの1位がいわゆる優勝ということになるということでご理解いただければというふうに思います。

そのほかはまたごらんいただきたいと思いますが、こちらは今年の夏から同じような方法で行われております。

こちらがラグビーフットボール大会でございました。

指 導 室 長

もう1件ございます。

先ほどの後援名義の使用申請一覧にお戻りいただきたいんですが、その3段目でございます。

ヤングアメリカンズジャパンツアー2017夏in江戸川といった催しでございます。

こちらは、本区の教育委員会としての公演回数は7回目になります。

実施日時は、8月の18日の金曜日～8月20日の日曜日。

会場が、江戸川区総合文化センターの大ホールで、対象が、区内を中心とする小学生から高校生までということになります。

主催なんですが、これはNPO法人のじぶん未来プランといった団体でございます。

こちら事業目的、概要をごらんいただきたいんですが、この事業は、アメリカの音楽教育の非営利団体が展開する出前事業を通じて、子どもたちの表現力を育成するといったものでございます。

経費は、参加する子どもについては1万8,000円になります。

最終日、実際にステージで発表するんですが、そのステージだけ見に来る人については、鑑賞料として1,000円徴収するといったものでございます。

こちらはあわせてチラシの写しを今日お配りしていますので、そちらをごらんいただきたいんですが、特に裏面の方ですね。そこには、左上にこのヤ

	<p>ングアメリカンズといったものの説明があります。こちらをちょっとごらんいただきたいんですけども、これは先ほど申し上げたアメリカの非営利活動団体でございます、内容としては、音楽公演と音楽教育が活動の二本柱になっていて、18歳～25歳の若者が約300名から構成されている、そういったグループになっております。</p> <p>このグループ全員が来るわけではないんですけども、グループから何人が日本に来まして、日本の子どもたちと一緒に活動をする。</p> <p>その下、真ん中のあたりにタイムスケジュールがありますが、1日目～3日の午前中まではワークショップがあります。ですから、一緒に歌って踊ったりとか、みんなでショーをつくっていく、そういったことをやります。</p> <p>3日目の午後ですね、それぞれ、まずはヤングアメリカンズだけのショー、それから、参加者も含めた全員のショーという形でショーを行って終了という形になります。</p> <p>募集定員については、日本の子どもたちについては約300人ということで、目安としては小学生が150、中学生が150人といったところで考えているとのこと。</p> <p>概要は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>今、3点の後援名義の報告でした。この件につきまして、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>2件目なんですけれども、まず、使用申請一覧、こちらで書き方なんですけれども、実施日時のところ、7月14日金曜日～7月17日は月ですね。</p>
指 導 室 長	<p>月曜日ですね。</p>
石 井 委 員	<p>それから、同じ紙のところ、賞状、副賞等がなしになっているんですけど、実施要項を見ますと、表彰があるということなんです、ここは。</p>
指 導 室 長	<p>これは区の教育委員会としては出さないと、そういう意味でございます。</p>
石 井 委 員	<p>わかりました。</p> <p>同じく2件目なんですけれども、48校から参加費用を3万5,000円ずつ取るということで、そうすると、それだけで予算規模が168万円になるということがわかりまして、さらに、協賛があるということは、お金での</p>

	<p>協賛なんかもあるとすると、結構な規模感になっているなと思えるんですね、予算的に。</p> <p>これは次からのお願い事になるのかもしれないんですけども、予算書、決算書なんていうようなものを見せていただけるといいかなと思いました。</p>
教 育 長	それはありますね。
指 導 室 長	いただいています。ですので、配ることはできますので、今後そのようにさせていただくようにします。
教 育 長	よろしいですか、石井委員。
石 井 委 員	はい。
上 野 委 員	こういうので区の施設を貸すときに、使用料というのは区では取っているんですか。
指 導 室 長	いただいています。
	ちなみに、先ほどお話いただいた予算書に基づきますと、区の陸上競技場を4日間で予算としては87万円といったぐあいです。臨海球技場も4日間で61万円といったような感じで計上されます。
上 野 委 員	そういうことですね。それから、ここの参加費用というの、そういうところに充てられるんでしょうね。予算見るのが一番早いんだけど。結構、区のほうへ払っているんですね。また別の区でやると結構払うんですね。
教 育 長	そうですね。他はよろしいでしょうか。
松 原 委 員	アシックスカップなんですけれども、江戸川区、江東区、葛飾区で、江東区の教育委員会が後援で入っていないんですけど、何かこれはもし情報があったら教えてほしいということと、ヤングアメリカンズのほうは、歌と踊りということ、ダンスですから、今どきの子どもたちはかなり関心があると思うんですけども、これ本区としてはどれぐらいの小中学生が、もしわかっていたら教えてほしいんですけど。

指導室長	<p>まず、アシックスカップの江東区があって江東区教育委員会がないというのは、ちょっとその事情は申しわけないですがわかりません。</p> <p>2点目のヤングアメリカンズのほうは、昨年の実績ですと、実際に300人集まったわけではないんですが、昨年度は277人の子どもが参加しております、その内訳もわかりまして、ちなみにですね、本区の小学生は昨年31名、中学生は10名です。ですから、41名ということになります。高校生に関しては、その子で出ていますので、ちょっと江戸川区在住かどうかはわかりません、そういった内訳でございます。</p>
松原委員	ありがとうございます。
白井教育長	よろしいですか。
古巻委員	春の展覧会ですが、学生無料とありますが、この学生の範囲内といいますか、幼稚園から大学、大学院まで入るのか。
教育推進課長	当初は、たしかこれ小学生、中学生ぐらいまでが無料だったんですけども、今はもちろん大学生、大学院生、学生という方が皆さん、皆さん学生ということで無料です。
古巻委員	あと他区の学生についても同じ考え方でよろしいですか。
教育推進課長	そのように聞いております。
教育長	他にございますか。
上野委員	<p>いつもこの後援名義の問題が入っていますけれども、あれですよ、最初のほうは9回目、この次は2回目、その次が7回目というふうになっていますけど、この終わった後、後援した教育委員会の見解として、それに対する評価というのかな、特に何かいろいろ不服なような後援があったとか、何とかというのがもしあれば、そういうものを参考にして、場合によれば、もう後援はしないというようなこともあり得ると思うんだよね。</p> <p>これね、一度認めると、もう我々としては、もう9回もやっているんだから、別にいいだろうとか、こういうふうになっちゃって、あんまり意味なくなるんで、一定の評価はしないと、そして、もしやるなら、今度はこういう</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ところを直してくれたらうれしいんですがねというのに行かないといけない と思いますよね。</p> <p>例えば、今度は2回目なんていうのは、2回目なので、1回目はどうだった のかなぐらいのことはちょっと聞いてみたいなと思います。いかがですか。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>あります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>そうですね。それで、もらっている資料、つまり、活動報告書というのは 来るわけですね。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>では、どういうのが来ているか、お話しください。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>事業が終わりますと、後援名義の使用について終了報告書というのがあり ます。その中には参加者数ですとか、それから、事業の結果ということでの コメントもいただいております。経費の徴収とか云々の決算報告もあわせて いただいておりますので、これは必ずいただくような形になっていきますので、 2回目、3回目、ご報告はこの表だけでございます。あとは、新たな企画書 をお配りしてございます。</p>
<p>上 野 委 員</p>	<p>かつては、こんな企画書なんていうものはあんまりついてなかったんです よね、この。それで皆さんからご意見をいただいて、最低こういう企画書をつ けましょうという話で、こういう仕様になったんですが、できたら、報告 書を、全部が全部この厚いやつは要らないと思いますが、その抜粋を出して いただくと、もっとわかりいいかもかもしれませんね。</p> <p>そうじゃないとね、毎回これやっていますでしょう。毎回やっていて説明 を受けるとね、これは賛成できませんねと言えるはずないよね、私。ずっと やっていて、9回、20回、30回となるとね、まあ、これはいいでしょう ということになるんでしょうけど、それじゃあ、でも意味ないじゃないです か。もう、かけただけになっちゃうから。我々に何らかの勉強をさせてもら ったり、いろいろ評価の根拠みたいなものがあれば、こういうような報告が ありました。我々が見ても、こういうことはなかなか評判がよいですとか、 この点についてはこうだったというような感想ぐらい、この教育委員会内の 担当者からお話ししていただくようにしないと、これはかけている意味がな いという言い過ぎなんだけど、ちょっと惰性化していて、あんまり楽しく</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ないですね。</p> <p>そうですか。わかりました。</p> <p>これ全部というのもちょっと無理なので、私はこの去年でいうと、ヤングアメリカンズジャパン in ツアーの2016というのは行ったんですよ。これは行って、非常ににぎやかでね、このショーを見てきましたけどね、子どもたちと一緒にやるの。そういう意味だと、40人ぐらいしか江戸川区の子どもたちは参加していなかったようでございますけど、高校生はわかりませんがね、非常にこの非営利の団体で、ヤングアメリカンズがこういうことをやって、日本の子どもたちと交流しているという、お父さん、お母さんたちも来ているんですけどね、いいなという感じはします。</p>
<p>上 野 委 員</p>	<p>ちょっと見てきたとかね、そういう意見があったら聞きたいなということです。我々が本来は見に行かなくちゃいけないのかもしれませんが、行けないので。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全部はね。そういうのがあって、報告書の中でわかるのがあったら、これから資料を出していただいてお願いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。</p>
<p>上 野 委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>では、他になければ、報告事項を了承させていただきます。</p> <p>続いて、教職員の人事についての報告に参りますが、この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成でございます。これより会議は秘密会とさせていただきます。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p>

教 育 長	<p>続いて、いじめ電話相談の報告をお願いしたいと思います。</p>
市 川 教育研究所長	<p>それでは、資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>2月分のいじめの電話相談でございます。2月は1件、回数も1回でございます。</p> <p>学年別件数のところをごらんいただきたいのですが、高1、高2、高3の一番右側の端、その他のところに1と入れていますが、これは実は高校生なんです、学年がわからないんです。なので、都合その他のところに入れていますが、ですから、正式には高1か高2か高3のいずれかでございます。</p> <p>内容としては、携帯を取られたりとか、裸にされたりしていじめられているという訴えが、1分間だけなんですけども、通話であったと。親には知られたくないのだと。</p> <p>ところが、この電話、その1分間の後半のほうで、周りがわあわあ騒ぎ声みたいなのが入ってきて、突然本人もわあっと叫んで電話を切ったと。それで終わっています。その後もその電話は一切なく、ですから、高校生といっても、本当に高校生なのか何なのかも実はわからなくて、高校に通っている者なんですけど、みたいなことから始まったという、それだけなんです。ですから、ちょっと、それ以上の情報は電話からはわからないような状況でございます。</p>
上 野 委 員	<p>これはあれだね、いじめ電話相談の限界といえば限界だね、こういうのがね。</p>
教育研究所長	<p>はい。</p>
松 原 委 員	<p>昼間ですよ。</p>
教育研究所長	<p>昼間です。大体午後3時ぐらいですね。</p>
上 野 委 員	<p>長所というのは、向こうがいろいろあるんで、わからないように内容だけ相談しているという意味はあるんですけどね。けども、みんなにいじめられているその仲間の中で困まれて、やめさせられたかもしれないし、ある程度ふざけてやっているかもしれないしね、その辺がちょっと……。</p>
教育研究所長	<p>いろんな可能性は考えられるんですが、そこから先は全然わかりません。</p>

	〔教育長中座、議事進行を上野委員に委任〕
石井委員	先方の電話番号はわかったんですか。
教育研究所長	わかりません。
石井委員	そうか、そういうシステムにしてないんですね。
教育研究所長	していません。
上野委員	教育長が職務代理に任せると行って行ったので、進行を引き継ぎます。 以上で第5回定例会を閉会します。
	閉会時刻 午後5時57分